

自家用自動車有償貸渡許可申請について

【事業開始までのおおまかな流れ】

1. 申請書の提出・・・2部作成（1部はすべてコピー可）して、運輸支局に提出してください。
2. 事業許可・・・標準処理期間1ヶ月。許可後担当者より連絡します。
3. 許可書等交付・・・運輸支局にて許可書を交付します。
4. 登録免許税納付・・・許可後登録免許税が発生します。
許可書交付時に渡す納入告知書にて納付してください。
納付後、届出が必要になります。
5. 車両登録手続き等・・・レンタカー登録及び自動車保険加入手続きを行ってください。
事務所に約款や料金表の掲示、貸渡簿等の準備を行ってください。
6. 事業開始届・・・事業を始めたら事業開始届を運輸支局に届出してください。

【申請書提出先】

主たる事務所を管轄する運輸支局に提出

・福岡運輸支局	輸送部門	TEL 092-673-1191
・佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	TEL 0952-30-7271
・長崎運輸支局	輸送・監査部門	TEL 095-839-4747
・熊本運輸支局	輸送・監査部門	TEL 096-369-3155
・大分運輸支局	輸送・監査部門	TEL 097-558-2107
・宮崎運輸支局	輸送・監査部門	TEL 0985-51-3952
・鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	TEL 099-261-9192

主たる事務所の所在地を管轄する
運輸支局あて申請

〇〇年〇〇月〇〇日

九州運輸局福岡運輸支局長 殿

法人：住所、会社名、代表者名、代表者印
個人：住所、屋号、氏名、印（認印可）

住 所 福岡県福岡市東区〇〇△△番地
氏名又は名称 〇〇レンタカー 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 運輸 太郎

印

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名
福岡県福岡市東区〇〇△△番地
〇〇レンタカー 株式会社
代表取締役 運輸 太郎

事務所別車種別配置車両数一覧表の
名称・所在地と一致させる

- 貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
本社事務所	福岡県福岡市東区〇〇△△番地
北九州事務所	福岡県北九州市小倉南区□□××番地

- 貸渡の実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

- 貸渡しを必要とする理由

※レンタカー事業を行う理由を記入してください。

添付書類

1. 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
2. 会社登記簿謄本（個人にあつては住民票、新法人にあつては発起人名簿）
3. 宣誓書（欠格事項）
4. 事務所別車種別配置車両数一覧表
5. 貸渡しの実施計画

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記1. ～5. の他

6. カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
7. 6.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
8. 7.の保管場所を管理する事務所の所在地
9. IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
10. 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
11. 会員規約又は契約書
12. 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.（5）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

九州運輸局福岡運輸支局長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

〇〇年〇〇月〇〇日

個人の印（認印可）

氏 名 運輸 太郎

印

貸渡しの実施計画

(1) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

① 事務所ごとに配置する責任者

事務所名	役職	氏名
本社事務所	事務所長	運輸 花子
北九州事務所	事務所長	福岡 二郎

② 従業員への指導・研修の計画等

- ・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
- ・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

(2) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

(3) その他貸渡しの適正化を図るための計画

① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

保険内訳	補償金額	保険会社名
対人保険	無制限 万円	〇〇損害保険(株)
対物保険	無制限 万円 (免責額 5 万円)	〇〇損害保険(株)
搭乗者保険	1000 万円	〇〇損害保険(株)

補償金額は公示(審査基準)に定められた額以上となるよう注意

対人保険 : 1人当たり 8,000万円以上

対物保険 : 1件当たり 200万円以上

搭乗者保険 : 1人当たり 500万円以上

② 整備管理者(整備責任者)の配置計画 等

事務所名	氏 名	資格の有無
本社事務所	運輸 花子	有 ・ 無
北九州事務所	福岡 二郎	有 ・ 無

整備管理者（整備責任者）を事務所毎に記入。

配置車両数が以下に該当する場合は整備管理者の資格を持った者の選任が必要。

整備管理者の選任は許可後に運輸支局整備部門に届出する。

○整備管理者の選任が必要なもの（レンタカーについてのみ記載）

- ・乗車定員10人以下かつ車両総重量8トン未満 10両以上
- ・乗車定員10人以下かつ車両総重量8トン以上 5両以上
- ・乗車定員11人以上 1両から必要

※整備管理者の選任と資格については、九州運輸局のホームページに概要・届出様式を掲載しています。【アドレス：<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/car/file04b.htm>】